

平成 23 年 11 月

お客様各位

一般社団法人 日本火災報知機工業会



既設の自動火災報知設備機器の更新について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から消防用設備の設置維持管理には特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、自動火災報知設備は昭和36年の消防法令改正により、全国的に設備されてから50年を経過しております。その間、一部は法令改正、型式失効、定期点検及び整備等により、機器の更新がなされてはいますが、自動火災報知設備も他の設備と同様、その機能と性能の信頼性を維持するには経時的な限界があります。従いまして、設置後の一定期間を経過すると機器更新が望ましくなります。

当工業会におきましては自動火災報知設備の主要機器について、調査研究等に基づいて考察し、設置後の更新を必要とする**おおよその期間**を下記のように設定しています。 敬具

記

1. 主要機器について

次の主要機器の記載年数は、設置後の更新を必要とする**おおよその期間**であり、修復等の対応期間ではありません。

●受信機	15年（※20年）
（※電子機器部品を多用していない機器）	
●煙式感知器	10年
●熱式感知器（半導体式）	10年
●熱式感知器	15年
●発信機	20年
●地区音響装置	20年

2. 設定上の条件

- (1)適切に定期点検が実施され、機器の設置環境に支障がないこととします。
- (2)設置場所において、風水、塩分、腐食ガス等の影響を受ける場所、その他設置環境の厳しい場所に設置される機器については、上記1の記載年数は状況に応じて短くなる場合があります。

3. 型式失効制度との関係

型式失効制度とは検定規格が改正され、既に型式の承認を受けている機器の性能が新しい検定規格に適合しない場合、当該機器を型式失効とする制度であり、特定の防火対象物に設置された機器は一定の期間内に取替えなければなりません。

標記の「更新について」は、型式失効に関係なく、全ての機器の取換えのお勧めです。